

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(群馬県)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
群馬県 前崎市 桐生市 伊勢崎市 館林市	<p>新築 増築 改築</p> <p>主要構造部の全部又は一部が木造(丸太組構法を除く。以下「木造等」という。)の一戸建ての住宅(兼用住宅を含む。)で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積(木造等の構造部分に限る。)が100㎡を超え、かつ、地階を除く階数が2以上のもの</p> <p>主要構造部の全部又は一部が鉄骨造(以下「鉄骨造等」という。)の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積(鉄骨造等の構造部分に限る。)が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3以上のもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第18条の規定の適用を受ける建築物(前崎市のみ) 法第85条の規定の適用を受ける建築物 品確法第5条第1項の規定による住宅 性能評価書の交付を受ける建築物又は建築物の部分 法第68条の20の認証型式部材等である建築物 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第1号及び第2号に規定する保険契約に係る現場検査を受ける建築物(前崎市・伊勢崎市のみ) 	<p>—</p> <p>H23.9.1～ (前崎市)</p>
高崎市	<p>新築 増築 改築</p> <p>法第6条第1項各号に掲げる一の建築物の建築(新築、増築又は改築)とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地階を除く階数が1の建築物 地階を除く階数が2以上のもので、かつ、延べ床面積100㎡以下の建築物 法第18条の規定の適用を受ける建築物 法第85条の規定の適用を受ける建築物 法第68条の11第1項の規定により型式部材等の製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物 品確法第6条第3項に規定する建設 住宅性能評価書の交付を受ける建築物 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条による住宅瑕疵担保責任保険契約が行われ、現場審査を受ける建築物 住宅金融支援機構からの融資又は同支援機構の証券化支援事業を活用した金融機関からの融資を受けて建設する住宅で、現場審査(中間時)に合格した建築物 工事種別が移転により新築扱いとなる建築物 丸太組構法を用いた建築物 	<p>—</p>

太田市	新築 増築 改築	主要構造部の全部又は一部が木造(丸太組構法を除く。)の建売一戸建て専用住宅で新築のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第18条の規定の適用を受ける建築物 ・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物 ・ 品確法第5条第1項の規定による住宅性能評価書の交付を受ける建築物 	—
		主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物で、一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分の床面積(主として鉄骨造の構造部分に限る。)が500㎡以上で、かつ、地階を除く階数が3階以上のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第68条の20の認証型式部材等である建築物 ・ 独立行政法人住宅金融支援機構の融資又は証券化支援事業を利用した住宅で、適合証明検査機関が行う中間現場検査に合格したもの 	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(群馬県)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
群馬県 前崎市 桐生市 伊勢崎市 太田市 館林市	木造等 ^{※1}	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組工事(枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組工事及び耐力壁の工事)	壁の内装工事、外装工事その他小屋組及び構造耐力上主要な軸組(枠組壁工法の建築物にあっては、屋根の小屋組及び耐力壁)部を隠ぺいする工事
	S造等 ^{※2}	1階の建て方工事	耐火被覆工事、内装工事、外装工事その他鉄骨の接合部を隠ぺいする工事
	備考	^{※1} 主要構造部の全部又は一部が木造(丸太組構法を除く。)の建築物又は建築物の部分 ^{※2} 主要構造部の全部又は一部が鉄骨造の建築物又は建築物の部分	
高崎市	木造(軸組)	構造耐力上主要な軸組み工事及び屋根の小屋組工事の工程	構造耐力上主要な軸組み及び耐力壁を覆う床、壁又は天井を設ける工事の工程
	木造(枠組)	耐力壁の工事及び屋根の小屋組工事の工程	枠組を覆う屋内側の壁又は天井を設ける工事の工程
	S造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の取付工事の工程	鉄骨の接合部を覆う床、壁、天井又は耐火被覆を設ける工事の工程
	組積造、CB造、RC造、SRC造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の配筋工事の工程	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階のコンクリートを打設する工事の工程
	上記以外の構造	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版の取付工事の工程	地階を除く階数が2以上の建築物においては2階の床版と壁の接合部を覆う工事の工程
	備考	混構造建築物については、当該建築物のいずれかの構造が左欄に掲げる構造に該当し、中欄に掲げる工事を完了したときに中間検査を行う。ただし、複数の構造が左欄に掲げる構造に該当し、かつ、中欄に掲げる工事を行うときは、それらのうち延べ床面積の大きい部分の構造に係る中欄に掲げる工事を完了したときに中間検査を行う。 建築物の規模、敷地又は周辺状況により段階的に工事を行う場合においては、最初に特定工程の工事を完了する範囲を中間検査の対象とする。	

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。